

みどりの食料システム戦略

みどり投資促進税制のご案内

化学肥料や化学農薬の使用を低減させる設備等を導入した場合、導入当初の税負担を軽減できます（法人税・所得税の特別償却）。

対象者

青色申告を行う農業者又は農業者の組織する団体

- * みどりの食料システム法に基づく実施計画の認定を受ける必要があります（裏面参照）。
- * 団体である場合は、その構成員等を対象とすることができます。

対象設備等

- ① 取得価額の合計が100万円以上のもの
- ② 設備・機械メーカーが国の確認を受けたもの(※)
- ③ 計画認定以降、令和8年3月31日までに導入したもの

＜対象設備等の例＞

紙マルチ田植機



ポット成苗田植機



水田用除草機



マニユアスプレッダー



色彩選別機



対象機械はコチラ！



☆ 一体的に整備した建物（色彩選別機を備え付ける建物など）及びその附属設備、構築物も税制特例の対象になります。

☆ 補助事業と組み合わせて活用することも可能です。

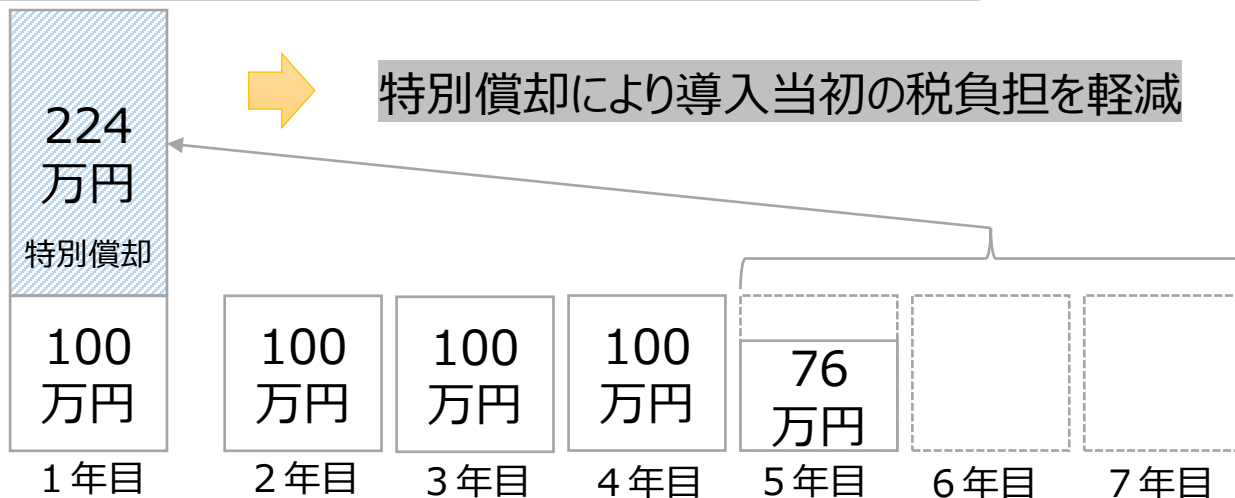
※ 対象設備等は以下の農水省HPに掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou_kibann.html

特別償却のイメージ

導入当初に、通常の償却額に一定額を上乗せして償却できます。
(設備：取得価額×32%、建物：取得価額×16%)

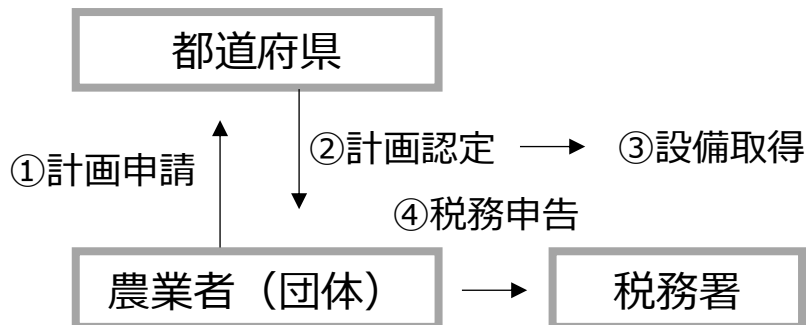
700万円の機械（耐用年数7年）を導入した場合（例）



特別償却により導入当初の税負担を軽減

手続き

- ①・② 都道府県知事に環境負荷低減事業活動実施計画の認定を申請します。
- ③ 計画が認定されてから、同計画に基づき設備等を導入※します。
※取得し、事業の用に供することをいいます。
- ④ 納税書類に「償却限度額の計算に関する明細書」を添付して税務申告します。



計画申請受付開始
時期は都道府県に
よって異なります。

【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ



03-6744-7186（直通）



midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp

みどりの食料システム戦略についてはこちらをご覧ください。

みどりの食料システム戦略

検索